|  |
| --- |
| 北川村猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱 |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、猫の適正な飼養を推進することにより、村民等の動物の愛護及び管理の意識を啓発し、もって良好な生活環境を保持するため、北川村猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北川村各事業補助金交付規則(昭和42年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　本村の住民基本台帳に記録されていること。

(2)　補助対象者を含め世帯全員が村税を滞納していないこと。

(3)　飼い猫を所有し、又は飼い主のいない猫を飼養管理していること。

(4)　北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第6号）に規定するいずれにも該当しないこと。

(補助対象猫)

第3条　補助事業の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、補助対象者が所有する猫又は補助対象者に飼養管理されている飼い主のいない猫であって村長が特別の理由があると認める場合を除き耳カット等不妊去勢手術済みであることがわかる識別措置が講じられているものとする。ただし、営利を目的に所有又は飼養管理している猫については、この限りでない。

(補助金額)

第4条　補助対象猫1匹当たり補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象猫の区分に応じ、当該手術に要する費用につき当該各号に掲げる額を限度として予算の範囲内において、村長が認める額とする。ただし、県要綱の規定に基づき交付された補助金がある場合は、当該補助金と県の補助金の額を差し引いて得た額のいずれか少ない方の額とする。

(1)　飼い猫　5,000円

(2)　飼い主のいない猫　8,000円

(交付の申請)

第5条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該不妊去勢手術の完了した日の属する年度の3月31日までに、北川村猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(1)　補助対象猫の不妊去勢手術等の費用に係る領収書の写し

(2)　村税の滞納がないことを証明する書類又は同意書（様式第2号）

(交付の決定等)

第6条　村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、北川村猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、北川村猫の不妊去勢手術費補助金交付申請却下決定通知書（様式第4号）により、それぞれ当該申請者に通知する。

2　前項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　交付決定者の飼い猫については、終生飼養するとともに、しつけ等を行い、近隣住民に迷惑をかけないよう努めること。

(2)　交付決定者が飼養管理する飼い主のいない猫については、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

3　村長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条　交付決定者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内にその旨を村長に届けるものとする。

2　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められたとき。

(補助金の返還)

第9条　村長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条　村長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。